

令和5年度 軽費老人ホーム指導検査等 確認項目一覧(指導監査基準)

○確認項目について
 ・「個別サービスの質に関する事項」と「個別サービスの質を確保するための体制に関する事項」に分類
 ・特定施設入居者生活介護の指定を受けているケアハウスについては、【特定施設入居者生活介護】と付した項目等についても確認

○根拠規定について
 ・経過的軽費老人ホーム ①
 ・特定施設入居者生活介護の指定を受けていないケアハウス ②
 ・特定施設入居者生活介護の指定を受けているケアハウス ②及び③

※軽費条例：横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
 ※居宅条例：横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例

個別サービスの質に関する事項			
確認項目		具体的な確認内容	
設備	設備 ①軽費条例附則第8項から第11項まで、第30項(第4条、第5条準用) ②軽費条例第4条、第5条、第11条 ③居宅条例第202条	・目的に沿った仕様になっているか【目視】	・本市に提出された届出と実際のレイアウトが一致しているか(ラウンドで確認)
運営	入所申込者等に対する説明等 ①軽費条例附則第30項(第13条準用) ②軽費条例第13条 ③居宅条例第203条	・サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、重要事項について文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しているか	←
		・上記契約に入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。	←
		・重要事項説明書等の内容に不備等はないか	←
入退所	①軽費条例附則第30項(第15条準用) ②軽費条例第15条	・入所者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めているか	←
		・軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めているか	←
		・入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか	←

個別サービスの質に関する事項			
	確認項目	具体的な確認内容	
運営	サービス提供の記録 ①軽費条例附則第30項(第16条準用) ②軽費条例第16条 ③居宅条例第206条	・サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しているか ←	
		【特定施設入居者生活介護】 ・特定施設サービス計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ←	
	サービス提供の方針 ①軽費条例附則第30項(第18条準用) ②軽費条例第18条 ③居宅条例第208条	・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか ・身体的拘束等の適正化を図っているか(身体的拘束等を行わない体制づくりを進める策を講じているか)	・「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を全て満たす状況であるかを検討しているか ・身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しているか ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか
			・指針に以下の必要事項が記載されているか ①施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方 ②身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
			・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催しているか
			・委員会のメンバーは多職種により構成されているか
			・委員会の結果について、職員に周知徹底を図っているか
			・身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施しているか
			・新規採用時には必ず研修を実施しているか
			・研修の実施内容について記録しているか
	・やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しているか	・身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を説明しているか ※ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない	

個別サービスの質に関する事項			
	確認項目	具体的な確認内容	
運営	【特定施設入居者生活介護】 特定施設サービス計画の作成 ③ 居宅条例第209条	・利用者の希望を踏まえて特定施設サービス計画が立てられているか	←
		・利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を行っているか	←
		・利用者が現に抱える問題点、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか	←
		・特定施設サービス計画の作成に当たり、計画策定担当者は他の特定施設従業者と協議しているか	←
		・特定施設サービス計画を本人や家族に説明し、文書により同意を得ているか	←
		・特定施設サービス計画に基づいたケアの提供をしているか	←
		・目標の達成状況は記録されているか	←
		・達成状況に基づき、新たな施設サービス計画が立てられているか	←
	生活相談等 ① 軽費条例附則第30項(第20条準用) ② 軽費条例第20条 ③ 居宅条例第210条	・2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めているか	←
		【特定施設入居者生活介護】 ・自ら入浴が困難な利用者に対する入浴の回数及び方法は適切か	・自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしているか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

確認項目		具体的な確認内容
人員	職員の配置 ①軽費条例附則第12項、第14項から第22項まで、第30項(第6条、第7条準用) ②軽費条例第6条、第7条、第12条 ③居宅条例第200条、第201条	・入所者に対し、職員の数又は員数は適切であるか
		・必要な専門職が揃っているか
		・専門職は必要な資格を有しているか
		・施設長(管理者)は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か
運営	【特定施設入居者生活介護】 受給資格等の確認 ③居宅条例第12条	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか
	運営規程 ①軽費条例附則第30項(第8条準用) ②軽費条例第8条 ③居宅条例第214条	【軽費老人ホーム】 ・運営における以下の重要事項について定めているか 1.施設の目的及び運営の方針 2.職員の職種、数及び職務の内容 3.入所定員 4.入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 5.施設の利用に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7.虐待の防止のための措置に関する事項 ※R6.3.31まで経過措置期間 8.その他施設の運営に関する重要事項
		・運営規程の内容に不備はないか
	【特定施設入居者生活介護】 ・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 3.入居定員及び居室数 4.指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 6.施設の利用に当たっての留意事項 7.緊急時等における対応方法 8.非常災害対策 9.虐待の防止のための措置に関する事項 ※R6.3.31まで経過措置期間 10.その他運営に関する重要事項	・運営規程の内容に不備はないか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

確認項目		具体的な確認内容	
運営	【特定施設入居者生活介護】 緊急時等の対応	・緊急時対応マニュアル等が整備されているか	
	③ 居宅条例第219条(第50条準用)	・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に又は協力医療機関へ連絡しているか ←	
	非常災害対策 ① 軽費条例附則第30項(第9条準用) ② 軽費条例第9条 ③ 居宅条例第219条(第101条準用)	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか	・消防用設備等の点検を6か月ごとに行い、年に1回、消防署に報告しているか
		・非常災害(火災、風水害、地震等)対応に係るマニュアルがあるか	・消防計画を策定しているか
			・地震・水害・土砂災害等を含む災害に対処するための計画を策定しているか
			・(非常災害時の具体的な対応が記載された)非常災害時の対応に係るマニュアルがあるか
		・非常災害時の連絡網等は用意されているか	・施設内の連絡網を作成しているか
			・関係機関通報先の一覧等を作成しているか
		・防火管理に関する責任者を定めているか	・防火管理者選任届を消防署に提出しているか
		・消火・避難訓練を実施しているか	・消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しているか
			・通報訓練を消防計画に基づいて実施しているか
			・夜間を想定した避難訓練を定期的実施しているか
・地震・水害・土砂災害等の場合を含む災害に対処するため避難訓練を定期的実施しているか			
・地震等への備えとして、3日分の水及び食糧が備蓄されているか。(入所者+職員分)			

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

確認項目		具体的な確認内容	
運営	勤務体制の確保等 ①軽費条例附則第30項(第25条準用) ②軽費条例第25条 ③居宅条例第215条	・職員の勤務体制が定められているか	・原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にし、記録しているか
		・資質向上のために研修の機会を確保しているか	←
		・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか ※R6.3.31まで経過措置期間	・入所者の処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を持たない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じているか
		・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	・職場におけるハラスメントの内容及びこれを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員の周知・啓発しているか ・ハラスメントに係る相談に対応する窓口(担当者等)を定め、職員に周知しているか
		【特定施設入居者生活介護】 ・サービス提供は特定施設の従業者によって行われているか	←
	【特定施設入居者生活介護】 ・業務の全部又は一部を委託している場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し結果を記録しているか	←	
	業務継続計画の策定等 ①軽費条例附則第30項(第25条の2準用) ②軽費条例第25条の2 ③居宅条例第219条(第32条の2準用) ※R6.3.31まで経過措置期間	・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか	・感染症、非常災害発生時における業務継続計画を策定しているか ・感染症に係る業務継続計画に以下の事項が記載されているか ①平時からの備え ②初動体制 ③感染拡大防止体制の確立 ・災害に係る業務継続計画に以下の事項が記載されているか ①平常時の対応 ②緊急時の対応 ③他施設及び地域との連携 ・策定した計画に基づき、必要な措置を講じているか
		・職員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか	・職員に対し年2回以上研修を実施しているか ・新規採用時には別に研修を実施しているか ・研修の実施内容について記録しているか ・訓練(シミュレーション)※を年2回以上実施しているか ※役割分担の確認、発生時に実践するケアの演習等
		・計画の見直しを行っているか	・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更しているか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

確認項目		具体的な確認内容
運営	定員の遵守 ①軽費条例附則第30項(第26条準用) ②軽費条例第26条	・入所定員及び居室定員を超えて入所させていないか ←
	衛生管理等 ①軽費条例附則第30項(第27条準用) ②軽費条例第27条 ③居宅条例第219条(第102条準用)	・必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ←
		・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか ・指針は策定されているか ・指針には、平常時の対策及び発生時の対応(施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を含む)が規定されているか ・職員に対し年2回以上研修を実施しているか ・新規採用時には必ず研修を実施しているか ・研修の実施内容について記録しているか ・訓練(シミュレーション)※を年2回以上実施しているか ※役割分担の確認、発生時に実践するケアの演習等 ※R6.3.31まで経過措置期間
		・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3か月に1回開催しているか ・感染対策委員会を3か月に1回以上開催しているか ・感染対策委員会は多職種により構成されているか ・委員会の結果について、職員に周知徹底を図っているか
	秘密保持等 ①軽費条例附則第30項(第30条準用) ②軽費条例第30条 ③居宅条例第219条(第35条準用)	・退職者を含む、職員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか ・職員が退職後も含め、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用時等に誓約書を徴取するなどの措置を講じているか
		【特定施設入居者生活介護】 ・個人情報の利用に当たり、あらかじめ利用者及び家族から文書により同意を得ているか ・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者及びその家族(家族の個人情報を用いる場合)から文書により同意を得ているか
	広告 ①軽費条例附則第30項(第31条準用) ②軽費条例第31条 ③居宅条例第219条(第36条準用)	・広告は虚偽又は誇大となっていないか ←

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

確認項目		具体的な確認内容
運営	苦情処理	・苦情受付の窓口があるか
	①軽費条例附則第30項(第32条準用) ②軽費条例第32条 ③居宅条例第219条(第38条準用)	・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか
		・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか
	事故発生の防止及び発生時の対応	・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか
	①軽費条例附則第30項(第34条準用) ②軽費条例第34条 ③居宅条例第219条(第40条準用)	・再発防止のための取組を行っているか
		・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか
		・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか
		・市町村、家族等に報告しているか
		・事故状況、対応経過が記録されているか
		・事故発生の防止のための指針を整備しているか
・指針に以下の事項が記載されているか ①施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ②介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ③介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ④施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうなった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ⑤介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ⑥入所者等に対する指針の閲覧に関する基本方針 ⑦その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針		
・委員会のメンバーは多職種により構成されているか		
・事故発生の防止のための研修を年2回以上実施しているか		
・新規採用時には必ず研修を実施しているか		
・研修の実施内容について記録しているか		
・市に事故報告を提出しているか		
・家族に報告しているか		
【特定施設入居者生活介護】 ・上記の本市あて事故報告書の提出、家族へ報告に加え、居宅介護支援事業者等に連絡しているか		

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

確認項目		具体的な確認内容	
運営	・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか	・入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか ・損害賠償保険に加入しているか、または、賠償資力を有しているか	
	虐待の防止 ①軽費条例附則第30項(第34条の2準用) ②軽費条例第34条の2 ③居宅条例第219条(第40条の2準用) ※R6.3.31まで経過措置期間	・虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知しているか	・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催しているか ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、職員に周知徹底しているか
		・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか	・虐待防止のための指針を整備しているか ・指針に以下の事項が記載されているか ①施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ②虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧入所者等に対する指針の閲覧に関する事項 ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項
		・職員に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施しているか	・虐待防止のための研修を年2回以上実施しているか ・新規採用時には必ず研修を実施しているか ・研修の実施内容について記録しているか
		・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか	←
	利用料等の受領 ①軽費条例附則第23項、第24項 ②軽費条例第17条 ③居宅条例第207条	・入所者からの費用徴収は適切に行われているか	・徴収されている費用が、運営規程、重要事項説明書等へ明示されてるか ・サービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者から事前に文書により同意を得ているか 【特定施設入居者生活介護】 ・介護給付に含まれるものについて、利用者から費用を徴収していないか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	具体的な確認内容
運営		【特定施設入居者生活介護】 ・領収書を発行しているか ←
		【特定施設入居者生活介護】 ・医療費控除の記載は適切か ←
	入所者預り金の管理	・預り金取扱規程に則った管理がされているか ←
	①②③ 社会福祉施設等における利用者からの預り金について(平成29年7月18日健監第202号)	・施設長は、定期的に預金・現金残高の状況について確認しているか ←
		・収支の状況を定期的に入所者(家族)に知らせているか ←
		・入所者等との保管依頼書(契約書)や個人別出納帳等、必要な書類を備えているか ←
		・責任者及び補助者が選定され、通帳と印鑑が別々に保管されているか ←
		・通帳、印鑑、現金は安全な方法で保管されているか ←
		・通帳等と預り金台帳の金額が一致するか。また、その金額を証明する証憑類が保管されているか ←
・適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われているか(牽制体制の構築) ←		